

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への報告が要件 となっている加算について

(令和 6 年 6 月 市川市障がい者支援課作成)

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への報告が要件となっている加算について、厚生労働省告示等を整理して記載しました。

1. 自立生活援助の地域居住支援体制強化推進加算

1-1. サービス報酬告示

別表

第 14 の 3 自立生活援助

10 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、**協議会**（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。第 15 の 2 の注 5 において同じ。）又は**保健、医療及び福祉関係者による協議の場**（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

1-2. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(7) 自立生活援助サービス費

⑬ 地域居住支援体制強化推進加算について

報酬告示第 14 の 3 の 10 の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指

導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第 1 の 8 に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。

説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。

当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

1-3. 市川市自立支援協議会への報告様式

市川市地域居住支援体制強化推進加算等記録書兼報告書

（市川市自立支援協議会のページ <https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/111100003>

[1.html](#) に様式を掲載）

2. 共同生活援助の自立生活支援加算(Ⅰ)のさらに500単位の 加算

2-1. サービス報酬告示

別表

第15 共同生活援助

2 自立生活支援加算

イ 自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000 単位

ロ 自立生活支援加算(Ⅱ) 500 単位

ハ 自立生活支援加算(Ⅲ)

(1) 利用期間が3年以内の場合 80 単位

(2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72 単位

(3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56 単位

(4) 利用期間が5年を超える場合 40 単位

注 5 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、イを算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算する。

2-2. 市川市自立支援協議会への報告様式

市川市地域居住支援体制強化推進加算等記録書兼報告書

(市川市自立支援協議会のページ <https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/111100003>

[1.html](#) に様式を掲載)

3. 地域移行支援の地域居住支援体制強化推進加算

3-1. 地域相談報酬告示

別表

第1 地域移行支援

7 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位

注 指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場合（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場合をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

3-2. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

1 指定地域移行支援

(10) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第 1 の 7 の地域居住支援体制強化推進加算については、第二の 3 の(7)の⑬の規定を準用する。

3-3. 市川市自立支援協議会への報告様式

市川市地域居住支援体制強化推進加算等記録書兼報告書

（市川市自立支援協議会のページ <https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/111100003>

[1.html](#) に様式を掲載）

4. 地域定着支援の地域居住支援体制強化推進加算

4-1. 地域相談報酬告示

別表

第2 地域定着支援

5 地域居住支援体制強化推進加算 500 単位

注 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

4-2. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

2 指定地域定着支援

(8) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて

地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算については、第二の3の(7)の⑬の規定を準用する。

4-3. 市川市自立支援協議会への報告様式

市川市地域居住支援体制強化推進加算等記録書兼報告書

(市川市自立支援協議会のページ <https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel05/111100003>

[1.html](#) に様式を掲載)